

## 荒尾市におけるタブレット端末使用規程

- 第 1 条 この規程は、荒尾市のタブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 第 2 条 タブレット端末は、学校の教育課程に則った学習の質、効果の向上及び学習内容の定着、及び校務の効率化に資することを目的として使用する。
- 第 3 条 管理責任者は各学校長とする。管理責任者は、タブレット端末 (iPad) の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。
- 第 4 条 タブレット端末使用者 (以下、「使用者」という。) は、学校に在籍する教職員及び児童生徒のみとする。
- 第 5 条 使用者は、タブレット端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。
- 第 6 条 使用者は、タブレット端末の使用後、使用する際に作成されたデータを削除する。ただし、必要がある場合は、一定の間、タブレット端末に保存しておいてもよい。
- 第 7 条 使用者が児童生徒であった場合、使用にあたってのタブレット端末の管理については、授業担当者又は担任が、適正に行うものとする。
- 第 8 条 タブレット端末を校外に持ち出す場合には、使用者は管理責任者の許可を得なければならない。また、その際には、すみやかに目的地に運ぶこととし、車内等に放置するようなことは絶対に行ってはならない。
- 第 9 条 タブレット端末の利用は自己責任を原則とし、その利用によって生じた費用及び損害は使用状況を鑑みて使用者 (児童生徒の場合は保護者) が負うこととする。ただし、校内で通常の使用をしている状況で生じた故障等は除く。
- 第 10 条 タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律 (平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号)、著作権法 (昭和 45 年 5 月 6 日法律第 48 号)、個人情報保護に関する法律 (平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号) 等の情報セキュリティ及び知的財産の保護に関する法令及び荒尾市個人情報保護条例 (平成 16 年 4 月 1 日施行) を遵守しなければならない。
- 第 11 条 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。
- (1) 第 2 条の目的以外の利用
  - (2) 信頼できる Wi-Fi 以外への接続
  - (3) ID、パスワードの変更及び漏洩
  - (4) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
  - (5) 個人のクレジットカード情報や iTunes 情報等、個人情報の入力
  - (6) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
  - (7) 不当又は児童、生徒によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更
  - (8) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) の利用
  - (9) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
  - (10) アプリ内課金
  - (11) JailBreak 等の不正な制限解除
  - (12) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項
- 第 12 条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、タブレット端末の使用を停止する。
- 第 13 条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。また、管理責任者は荒尾市教育長に報告しなければならない。
- (1) タブレット端末を毀損したとき
  - (2) タブレット端末を紛失したとき
  - (3) 盗難の被害にあったとき、またその可能性があるとき
  - (4) パスワードが第三者に漏洩した可能性があるとき
  - (5) タブレット端末が正常に動作しなくなったとき
  - (6) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を発見したとき
- この規程は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する。